

第18回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年11月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第18回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4		5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は、4番 藤生委員であります。</p> <p>なお、5番 森山委員につきましては、都合により途中退席となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地所有適格法人の承認申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第18回足利市農業委員会を開会いたします。</p>

【午前9時32分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、これについてご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 遠藤茂太委員、13番 清水 茂委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が4筆、面積が626㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が19件、筆数が30筆、面積が13,581.21㎡となっております。

合計いたしまして件数が21件、筆数が34筆、面積が14,207.21㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

なお、3ページの3番、渡人の名が「泰夫」となっていますが「久雄」の誤りですので訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

届出については以上でございます。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

都合により、先に議案第3号 農地所有適格法人の承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

主幹 議案書の13ページをお開き下さい。

議案第3号農地所有適格法人の承認申請について、ご説明いたします。

14ページをご覧ください。

1番の申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金300万円の株式会社で、今回農地所有適格法人の承認申請が提出されましたので、11月15日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

議案書の100ページをお開きください。

運営委員会の資料を載せてあります。100ページ右側に営農計画書、101ページから104ページに定款、105ページに利用権設定申出書を載せてありますのでご覧ください。

続きまして15ページをご覧ください。

2番の申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金50万円の株式会社で、今回農地所有適格法人の承認申請が提出されましたので、1番同様に運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

議案書の106ページをお開きください。

運営委員会の資料を載せてあります。106ページ右側から107ページに営農計画書、108ページから112ページに定款、113ページから115ページに利用権設定申出書を載せてありますのでご覧いただきたいと思えます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は、運営委員会で調査しておりますので報告を求めます。

5番 森山委員。

5番

5番 運営委員長の森山です。

農地所有適格法人の承認について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地所有適格法人の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成30年11月15日、木曜日、午後1時40分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で父の代から福祉関係の法人を営んでいるが、家業はもともと農業であり、妻と二人だけで農業経営をすることには限界があるため、個人と切り離して、農福連携も視野に新たな法人を立ち上げ、自己所有農地にハウスを建て野菜を生産し、法人の取引先や関連会社に販売をしたいとのことでした。法人の重要な使用人としては新潟県内

の別の法人で野菜生産に関わってきた人材を招聘し、農作業従事をお願いしたいという話を聞くことができました。営農に向けた強い意欲を確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同法人が必要な要件を満たしており、農地所有適格法人として承認し、利用権設定も併せて承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように承認いたしました。

続いて、2番について報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 運営委員長の森山です。

農地所有適格法人の承認について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地所有適格法人の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成30年11月15日、木曜日、午後2時20分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で平成7年からトマト及び米麦栽培を行っており既に十分な営農の実績を積んでいるが、以前から経営の安定化を図るため法人化したいという希望があり、今回思い切って法人化に踏み切ったという話を聞くことができました。営農に向けた強い意欲を確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同法人が必要な要件を満たしており、農地所有適格法人として承認し、利用権設定も併せて承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように承認いたしました。

続いて、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の8ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は小曾根町地内の畑、面積1,127㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル280枚を600㎡に設置する予定です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また実情調査報告書が40ページから44ページに載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 本島委員。

15番

15番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の39ページをご覧ください。

調査年月日は平成30年11月15日、木曜日、午前8時30分から、調査班は星野委員を班長といたしまして、三田会長、三田照子委員、赤坂委員、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、4条許可申請の実情につきまして、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が所有する農地に太陽光発電設備を設置したいというものです。

転用面積については発電出力82.6キロワット、発電パネル280枚が設置できる、1,127㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由については、自作地の中で営農を続ける筆を除き、自作地をはじめ周辺で数か所の候補地を検討したが適地がなく、今回の申請地が適しているとのことでした。

申請地東側は畑および認定外道路、西側は宅地および畑、南側は畑、北側は宅地となっております。

発電パネルの設置は、盛土をせず整地のみで行い、雨水は自然浸透とするとのこと、周辺農地への影響はないものと思われま

また、市道から申請地までの認定外道路の幅が狭く、小型車の通行は支障がないとのことですが、資材等の運搬については、申請地近くに施工会社の事務所があるため、積み替えるなどの対応をするとのこと。

また、安全対策としてフェンスを自主後退で設置する計画ですが、境界から自主後退した部分についても、草刈をするなど、適正に管理するようお願いしました。

転用にかかる費用については、すべて自己資金で賄うことを確認しております。

結論として、申請地は小曾根町南西部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性和確実性が認められ、また別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の9ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は稲岡町地内の田、現況 畑、面積1,304㎡です。

施設の概要は、資材置場です。

申請理由は、現在佐野市で建設業を営んでいるが、仕事量の増加に伴い既存の資材置場が手狭となったため、申請地を借り受け資材置場として利用したいで、契約内容は20年間の賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が46ページから54ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は松田町地内の田、面積1,738㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル440枚を734.80㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設

置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の55ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が56ページから62ページに載せてありますのでご覧をいただきたいと思っております。

議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は松田町地内の田、面積1,471㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が64ページから70ページに載せてありますのでご覧をいただきたいと思っております。

それでは議案書の9ページにお戻りください。

4番、申請地は島町地内の田、面積507㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積113.03㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の10ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は西場町地内の田、面積1,214㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の73ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

ります。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。74ページに位置図と公図、75ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積321㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積131.03㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法34-14、線引前親族の為の住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに譲渡人と譲受人は親子です。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は奥戸町地内の畑、面積639㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備で太陽光パネル196枚を316.16㎡に建築するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の78ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。79ページに位置図と公図、80ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は奥戸町地内の畑、面積381㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル170枚を277.10㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の81ページをご覧ください。8番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。82ページに位置図と公図、83ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の11ページをお開きください。

続きまして9番、申請地は松田町地内の畑、面積85㎡ほか2筆、計699

m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光パネル178枚を297.26m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する宅地計891.5m²と一体利用します。

続きまして、議案書の84ページをご覧ください。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。85ページに位置図と公図、86ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして10番、申請地は松田町地内の畑、面積419m²ほか1筆、計495m²です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル140枚を229.15m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の87ページをお開きください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。88ページに位置図と公図、89ページに土地利用計画図が参考までに載せてあります。

なお、土地利用計画図をご覧くださいと、道を挟んで南側に駐車場を設けるといってございますので、転用の目的といたしまして、太陽光発電設備用地及び駐車場とさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは議案書の11ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は板倉町地内の田、面積647m²です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル200枚を330m²に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の90ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。91ページに

位置図と公図、92ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして12番、申請地は板倉町地内の田、面積1,183㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル300枚を491㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の93ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。94ページに位置図と公図、95ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

それでは12ページをお開きください。

続きまして13番、申請地は上洪垂町地内の田、面積300㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で延べ床面積105.10㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の96ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして14番、申請地は羽刈町地内の畑、現況 田、面積298㎡ほか1筆、計693㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル260枚を432.01㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の98ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。99ページに位置図と公図、本日お配りした99-2ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1 4 番

1 4 番 赤坂委員。

1 4 番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の45ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書にもとづきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、4条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請者が資材置場として、利用したいというものです。

転用面積については、現在利用している所有地および借地の3ヶ所の資材置場が仕事量の増加に伴い手狭となり、新たに1,304㎡の面積が必要であるとのことでした。

土地の選定理由としましては、佐野市小中町の事務所所在地から近く、砕石や残土を搬入搬出しやすい面積がある等の条件の土地を探しましたが、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は公団上では田ですが、9月26日付で太陽光発電設備用地として転用済となっています。また、西側と南側は用悪水路、北側は公道になります。

申請地は盛土を行わず整地をして、北側の公道より出入りをし砕石や公共残土を置きます。出入口となる箇所既存側溝はダンプの往来に支障の無い耐荷重の物である事も担当課に確認済です。雨水対策は敷地内自然浸透との事で、周辺農地等への影響はないものと思われま。

事業費は、すべて自己資金で賄われることを確認いたしました。

また、安全対策につきましては、近隣に住宅を有し通学路になっていることから、運行時の交通安全対策の徹底と申請地の周囲にロープを張り、立ち入りを禁ずる看板を設置し危険を促すことや、騒音や振動、ほこり、排気ガスの臭いなどを含め、特に早朝や深夜の運行の際には周囲に配慮と交通安全対策の徹底を指導いたしました。

なお、本申請地の西側と南側には用悪水路があることから、ゲリラ豪雨などで砕石や残土が流失しないよう境界から間隔をおくことと、車両や重機からのオイル漏れなどの不測の事態を想定しオイルマットの常備を併せて指導いたしました。

結論として、申請地は、稲岡町西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番及び3番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 8番 星野委員。

8番 8番 星野です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の55ページをご覧ください。
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づき
まして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、4条許可申請の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請人が隣接するそれぞれの農地を太陽光発電設備用地として利用したいと言うものです。
転用面積については、2番の案件は発電出力125.40キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数440枚が設置できる、1,738㎡の面積が必要とのことで、3番の案件は発電出力114.00キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数400枚が設置できる、1,471㎡の面積が必要とのことでした。
土地の選定理由としましては、自社を有する足利市内において規模拡大を図るため近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、既設の電柱が近くに有する等の条件の土地を数ヶ所検討し、面積的にも条件を満たしている適地が申請地とのことでした。
2番案件の申請地は四方を認定外道路で囲まれています。また、3番案件の申請地は東側、西側、南側は認定外道路、北側は認定外道路と水路となっています。
なお、今回の申請地の南側は同社が太陽光発電設備用地として今年7月26日付で転用済地となっています。
発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、架台の高さは約1.6mを計画しメンテナンス時の車両は申請地敷地内に駐車する事とし、周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機等の往来に支障とならないよう境界から0.5m内側に自主的に後退する計画です。
雨水対策は敷地内自然浸透とし、発電パネル設置後の除草対策については、

年2～3回の除草作業を行うとの事で周辺農地等への影響はないものと思われます。

なお、申請地の周囲には畦畔等がありますが、この部分についても除草のご協力をお願いいたしました。

転用に係る事業資金は土地購入費を含め全て自己資金で賄われることも確認いたしました。

結論として、申請地は松田町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番及び3番はそのように決定いたしました。

続いて4番から14番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番から14番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 それでは議案書の16ページをお開き下さい。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

平成30年11月30日公告分でございます。

議案書の17ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、68件で面積185,496㎡です。

続きまして所有権移転は1件で3,312㎡です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が18ページから33ページに記載されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

なお、先ほど農地所有適格法人として承認をいただきました22ページの20番、24ページの26番及び27番の備考欄の一般法人を農地所有適格法人に訂正をいただきたいと思います。

それでは34ページをお開きください。

続きまして所有権移転ですが、1番、売買を行う土地は、羽刈町地内の田、面積は1,190㎡ほか1筆、計3,312㎡です。売買価格は総額で192万2千200円でございます。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも11月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番から10番及び17番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、2番 三田照子委員、7番 河内委員、9番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時30分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から10番及び17番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した4名の委員の出席を求めます。

【午前10時31分 出席】

議長 続いて、11番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時32分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、11番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

【午前10時33分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の12番から16番及び18番から68番を上程します。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の12番から16番及び18番から68番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委

員の退席を求めます。
【午前10時34分 退席】
議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、所有権移転はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。
【午前10時35分 出席】
議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第18回足利市農業委員会を閉会いたします。
【午前10時36分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月25日

足利市農業委員会

6番委員

13番委員